

教育委員会定例会日程

平成27年2月19日

- 1 開 会
- 2 前回会議録の承認
- 3 会議録署名委員の決定
- 4 協議事項
 - (1) 小田原市長の権限に属する事務の補助執行について (資料1 教育総務課)
 - (2) 小田原市長の権限に属する事務の委任について (資料2 教育総務課)
 - (3) 小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行について
(資料3 教育総務課)
- 5 報告事項
 - (1) 給食費の改定について (資料4 保健給食課)
- 6 議事
 - 日程第1
 - 報告第11号
事務の臨時代理の報告(教育財産の取得の申出)について (文化財課)
 - 日程第2
 - 報告第1号
事務の臨時代理の報告(平成27年3月補正予算)について
(教育総務課・保健給食課・図書館)
 - 日程第3
 - 報告第2号
事務の臨時代理の報告(平成27年度予算)について
(教育部・文化部・子ども青少年部)
 - 日程第4
 - 報告第3号
事務の臨時代理の報告(小田原市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例)について (教育総務課)
 - 日程第5
 - 報告第4号
事務の臨時代理の報告(小田原市表彰条例の一部を改正する条例)について
(教育総務課)

日程第 6

報告第 5 号

事務の臨時代理の報告（小田原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する
条例の一部を改正する条例）について（教育総務課）

日程第 7

報告第 6 号

事務の臨時代理の報告（小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例）
について（教育総務課）

日程第 8

報告第 7 号

事務の臨時代理の報告（小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例
の一部を改正する条例）について（教育総務課）

日程第 9

報告第 8 号

事務の臨時代理の報告（小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一
部を改正する条例）について（教育総務課）

日程第 1 0

報告第 9 号

事務の臨時代理の報告（小田原市職員の旅費に関する条例の一部を改正する
条例）について（教育総務課）

日程第 1 1

報告第 1 0 号

事務の臨時代理の報告（小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事
業の利用者負担等に関する条例）について（教育指導課）

日程第 1 2

議案第 4 号

校長及び教頭の人事異動の内申について【非公開】（教育指導課）

6 その他

7 閉 会



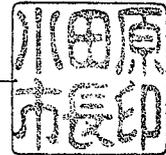
資料 1

行第 41 号

平成 27 年 2 月 13 日

小田原市教育委員会
委員長 和田 重宏 様

小田原市長 加藤 憲



小田原市長の権限に属する事務の補助執行について（協議）

このことについて、次のとおり本職の権限に属する事務の一部を貴委員会の事務を補助する職員に補助執行させたいので、地方自治法第 180 条の 2 の規定により協議します。

1 財務関係の補助執行について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、教育長の身分等が変更されることに伴い、財務関係の事務を補助執行させる職員を次のように変更するものとする。

変 更 後	変 更 前
教育委員会の部長、課長及び校長	教育長並びに教育委員会の部長、課長及び校長

2 新たな補助執行について

(1) 補助執行させる事務

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 の規定による大綱の策定等に関する事務及び同法第 1 条の 4 の総合教育会議に関する事務

(2) 補助執行させる職員

教育部長、教育部副部長及び教育総務課の職員

3 実施予定日

平成 27 年 4 月 1 日。ただし、1 の財務関係の補助執行については、現に在職する教育長の任期中に限り、従前どおり教育長に補助執行させるものとする。

4 その他

- (1) この補助執行において、その執行に当たり疑義のある事項又は異例と認められる事項については、本職と協議するものとする。
- (2) この補助執行における決裁区分及びその他必要な事項は、本職が別に定める。

(事務担当：企画部行政管理課行政管理・監察係 305)

小田原市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年 3 月 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する規程
小田原市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（昭和39年小田原市庁達第7号）の
一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(教育委員会の部長等の補助執行)</p> <p>第3条 教育委員会の部長、課長及び校長（小田原市教育委員会事務決裁規程（平成10年小田原市教育委員会訓令第1号）第2条に規定する部長、課長及び校長をいう。以下この条において同じ。）の補助執行については、庁達別表第2(3)財務関係に定めるもののうち、教育委員会の部長については部長の専決事項を、教育委員会の課長及び校長については課長の専決事項を準用する。ただし、校長については、別に定めることができる。</p> <p><u>2 市長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3の規定による大綱の策定等に関する事務及び同法第1条の4の総合教育会議に関する</u></p>	<p>(教育長等の補助執行)</p> <p>第3条 <u>教育長並びに</u>教育委員会の部長、課長及び校長（小田原市教育委員会事務決裁規程（平成10年小田原市教育委員会訓令第1号）第2条に規定する部長、課長及び校長をいう。以下この条において同じ。）の補助執行については、庁達別表第2(3)財務関係に定めるもののうち、<u>教育長については副市長の専決事項を</u>、教育委員会の部長については部長の専決事項を、教育委員会の課長及び校長については課長の専決事項を準用する。ただし、校長については、別に定めることができる。</p>

る事務を教育部長、教育部副部長及び教育総務課の職員に補助執行させるものとする。

3 前項の規定により補助執行させる事務の決裁については、小田原市事務決裁規程の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この規程による改正後の小田原市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程第3条（第2項及び第3項を除く。）の規定は適用せず、この規程による改正前の小田原市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程第3条の規定は、なおその効力を有する。

《参考条文》

◇地方自治法 (平成27年4月1日時点※)

〔事務の委任又は補助執行〕

第180条の2 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

◇地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (平成27年4月1日時点※)

(大綱の策定等)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

(総合教育会議)

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

(1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - (1) 地方公共団体の長
 - (2) 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正を反映した平成27年4月1日時点の条文を掲載しています。



資料 2

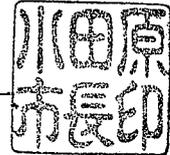
行第43号

平成27年 2月13日

小田原市教育委員会

委員長 和田 重宏 様

小田原市長 加藤 憲



小田原市長の権限に属する事務の委任について（協議）

このことについて、次のとおり貴委員会に委任する事務を変更したいので、地方自治法第180条の2の規定により協議します。

1 変更内容及び理由

小田原市塔ノ峰青少年の家条例が廃止されることに伴い、教育委員会に委任する事務から、小田原市塔ノ峰青少年の家条例に規定する使用料の徴収、減免及び還付に関する事務を削除するものとする。

2 実施予定日

平成27年 4月 1日

（事務担当：企画部行政管理課行政管理・監察係 305）

小田原市教育委員会に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

小田原市教育委員会に対する事務の委任に関する規則（昭和39年小田原市規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(委任事務)</p> <p>第2条 市長は、次の各号に掲げる事務を教育委員会に委任する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる事務に関する事。</p> <p>ア～オ (略)</p>	<p>(委任事務)</p> <p>第2条 市長は、次の各号に掲げる事務を教育委員会に委任する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる事務に関する事。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ <u>小田原市塔ノ峰青少年の家条例（昭和39年小田原市条例第58号）に規定する使用料の徴収、減免及び還付</u></p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

《参考条文》

◇地方自治法 (平成27年4月1日時点※)

[事務の委任又は補助執行]

第180条の2 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正を反映した平成27年4月1日時点の条文を掲載しています。



教総第 号
平成27年2月 日

小田原市長 加藤 憲一 様

小田原市教育委員会
委員長 和田 重宏

小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行について（協議）
当委員会が管理及び執行する事務について、次のとおり変更したいので、地方自治法第180条の7の規定により協議します。

1 変更内容及び理由

小田原市塔ノ峰青少年の家条例が廃止されることに伴い、教育委員会の権限に属する事務の補助執行させる事務から、塔ノ峰青少年の家の管理及び運営に関する事務を削除する。

2 実施予定日

平成27年4月1日

（事務担当：教育総務課総務係 672）

小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則
 小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則（平成
 23年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改める。

改正後	
別表第1（第2条関係）	
事務	職員
（略）	（略）
(1) 青少年の体験交流学习に関すること。 (2) 青少年指導者及び育成者に関すること。	（略）
（略）	（略）

改正前	
別表第1（第2条関係）	
事務	職員
（略）	（略）
(1) 青少年の体験交流学习に関すること。 (2) 青少年指導者及び育成者に関すること。 (3) 塔ノ峰青少年の家の管理及び運営に関すること。	（略）
（略）	（略）

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原市塔ノ峰青少年の家条例が廃止されることに伴い、教育委員会の権限に属する事務の補助執行させる事務から、塔ノ峰青少年の家の管理及び運営に関する事務を削除するため改正する。

[内 容]

別表第1（第2条関係）から塔ノ峰青少年の家の管理及び運営に関する事務を削除する。

[適 用]

平成27年4月1日

《参考条文》

◇地方自治法

第180条の7 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。

給食費の改定について

1 平成27年4月からの給食費改定額について

	現行給食費	一食単価	改定給食費	改定率	年間回数	一食単価
小学校	3,900 円	233.15 円	4,300 円	10.2%	184 回	257.06 円
中学校	4,600 円	282.68 円	5,000 円	8.6%	179 回	307.26 円
幼稚園	3,500 円	227.8 円	3,900 円	11.4%	169 回	230.76 円

2 経緯

(1) 小田原市学校給食費検討委員会での検討内容

第1回検討委員会（平成26年6月5日開催）

小田原市の学校給食の概要・給食費の推移・県内の給食費の状況を確認し、給食実施回数・給食の質と量を維持するためには、給食費の引き上げは必要であると決定した。

第2回検討委員会（平成26年6月30日開催）

現状献立とモデル献立を比較し、給食費の引き上げ額について検討をした。消費税増税分のみの引き上げでは、給食内容を充実させることが厳しいことから、概ね3年先を見越して、小学校は4,300円、中学校は5,000円、幼稚園は3,900円が妥当との結論となった。

第3回検討委員会（平成26年7月14日開催）

最終的に、一律400円の引き上げと、今後は、概ね3年毎に給食費検討委員会を開催し、給食費の適正額を検討することを、学校給食会に報告することとした。

(2) 小田原市学校給食会の決定

臨時理事会（平成26年8月27日開催）の承認を経て、小田原市学校給食会総会（平成27年2月10日開催）において、議案提出し、承認を得られたため、平成27年4月から給食費の改定額が正式に決定された。

(3) 改定の周知

保護者へは、夏休み明けに「給食費に関するお知らせ」を配布し、平成27年4月からの給食費の改定を検討していることを周知した。教育委員会と校長会との連絡調整会議（平成26年10月21日開催）においても、改定額・改定時期について説明を行った。今後、速やかに保護者に対し改めて通知を行うとともに、広報紙やホームページでも周知を図っていく。

県内各市の給食費の引き上げ状況

平成27年2月現在

(小学校)

市名	平成25年度	平成26年度	平成27年度	備考
横浜市	4,000	→	→	
川崎市(3・4年生)	3,850	→	平成27年度検討	
相模原市	4,000	→	平成27年度検討	
横須賀市	4,000	→	→	
平塚市	3,700	3,800	→	消費税10%引き上げ時、再検討
鎌倉市	4,000	→	→	
藤沢市	3,900	4,100	→	
小田原市	3,900	→	4,300	
茅ヶ崎市	3,900	→	4,150	
逗子市	3,950	4,150	→	
三浦市	3,600	→	平成27年度検討	
秦野市	4,000	→	→	
厚木市	3,700	→	→	
大和市	4,140	4,260	→	
伊勢原市	3,950	→	4,250	
海老名市	4,000	→	→	
座間市	4,200	→	→	
南足柄市	4,100	4,300	→	
綾瀬市	4,100	→	→	

(中学校)

市名	平成25年度	平成26年度	平成27年度	備考
小田原市	4,600	→	5,000	
三浦市	4,200	→	平成27年度検討	
厚木市	4,000	→	→	
大和市	4,450	4,740	→	
南足柄市	4,500	4,700	→	
綾瀬市	4,600	→	→	

報告第 1 1 号

事務の臨時代理の報告（教育財産の取得の申出）について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 1 0 年小田原市教育委員会規則第 4 号）第 4 条第 1 項の規定により、教育財産の取得の申出について、別紙のとおり臨時代理したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

平成 2 7 年 2 月 1 9 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

旧小田原医師会衛生会館建物及び土地の取得について

1 経緯

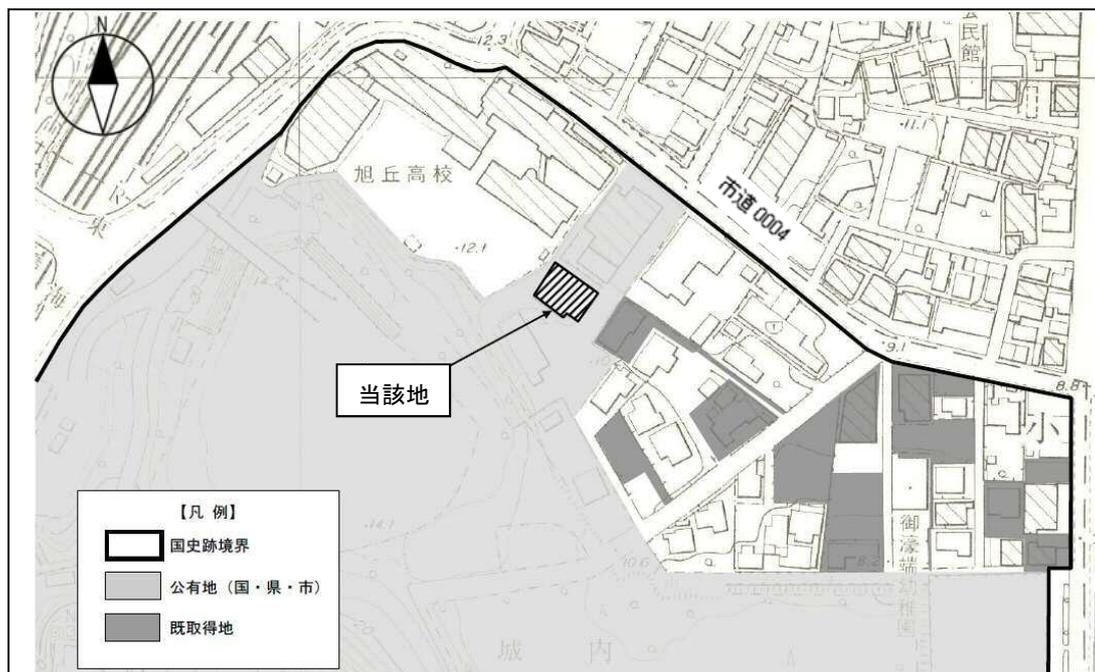
小田原市城内の旧小田原医師会衛生会館については、平成26年4月に小田原市久野に新設したおだわら総合医療福祉会館にその機能を移転したことにより、その敷地が所有者である小田原市に返還されることになった。これに際し、敷地に残る建物を一般社団法人小田原医師会 代表理事 横田俊一郎から、小田原市に寄付したい旨の申し出があった。このため、平成26年12月25日付けで市有財産として取得したが、当該地が国指定史跡である小田原城跡に位置していることなどから、文化財の保存と活用に資する利活用を図る方向で文化部文化財課が所管することになった。また、土地についても、総務部管財契約課が所管する普通財産であったものを文化財課が所管する行政財産として取得することになったものである。

2 建物概要

- (1) 住 所 小田原市城内 739 番 2
- (2) 建築年 昭和 4 6 年
- (3) 構 造 鉄筋コンクリート造 陸屋根 5 階建
- (4) 延べ床面積 1,221.35 m² (1 階 219.44 m²、2～4 階 319.20 m²、5 階 44.31 m²)

3 土地概要

- (1) 地 番 小田原市城内 739 番地 2、739 番地 8、739 番地 9、741 番地 10
- (2) 面 積 440 m²



旧小田原医師会衛生会館位置図

報告第 1 号

事務の臨時代理の報告（平成 27 年 3 月補正予算）について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 10 年小田原市教育委員会規則第 4 号）第 4 条第 1 項の規定により、平成 27 年 3 月補正予算について、原案のとおり同意することにつき臨時代理したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

平成 27 年 2 月 19 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

平成27年3月補正予算要求概要

平成27年3月

(単位：千円)

(歳入)

科目	要求額	主な内容
(項) 寄附金 (目) 教育費寄附金 小学校費寄附金	300	学校管理費寄附金
(項) 寄附金 (目) 教育費寄附金 中学校費寄附金	100	学校管理費寄附金
合計	400	

(歳出)

(単位：千円)

科目	要求額	主な内容	財源内訳			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
(項) 小学校費 (目) 学校管理費 小学校教育 環境整備経費	10,527	学校施設整備事業(光熱水費)				10,527
(項) 小学校費 (目) 学校管理費 小学校教育 環境整備経費	300	教材・教具整備事業(消耗品費)			300	
(項) 小学校費 (目) 学校管理費 小学校給食経費	1,770	学校給食事業(光熱水費)				1,770
(項) 中学校費 (目) 学校管理費 中学校教育 環境整備経費	4,667	学校施設整備事業(光熱水費)				4,667
(項) 中学校費 (目) 学校管理費 中学校教育 環境整備経費	100	教材・教具整備事業(消耗品費)			100	
(項) 幼稚園費 (目) 幼稚園費 幼稚園教育 環境整備経費	544	施設整備事業(光熱水費)				544
(項) 社会教育費 (目) 図書館費 図書館運営経費	3,456	市立図書館管理運営事業 (委託料)				3,456
合計	21,364				400	20,964

報告第2号

事務の臨時代理の報告（平成27年度予算）について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第4号）第4条第1項の規定により、平成27年度予算について、原案のとおり同意することにつき臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成27年2月19日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

平成 2 7 年度

当初予算要求概要

(教育費関係)

平成27年度 教育費予算総括表

	費目	当初予算額		増減		27年度予算額(課別・事業費) (単位:千円)					
		27年度(※) (千円)	26年度 (千円)	額 (千円)	対前年度 比 (%)	教育部	生涯学習	青少年	文化財	スポーツ	図書館
教育部	教育総務費	742,263	699,993	42,270	6.0%	742,263					
	教育委員会費	7,212	7,217	△ 5	△0.1%	7,212					
	事務局費	554,950	506,343	48,607	9.6%	554,950					
	学校給食共同調理場費	180,101	186,433	△ 6,332	△3.4%	180,101					
	小学校費	1,174,141	1,082,710	91,431	8.4%	1,174,141					
	学校管理費	966,406	915,089	51,317	5.6%	966,406					
	教育振興費	207,735	167,621	40,114	23.9%	207,735					
	中学校費	424,715	402,512	22,203	5.5%	424,715					
	学校管理費	298,424	289,433	8,991	3.1%	298,424					
	教育振興費	126,291	113,079	13,212	11.7%	126,291					
	幼稚園費	62,048	65,124	△ 3,076	△4.7%	62,048					
	事業費計A	2,403,167	2,250,339	152,828	6.8%	2,403,167	0	0	0	0	0
	人件費B	884,646	875,831	8,815	1.0%	(職員課予算)					
	小計C(A+B)	3,287,813	3,126,170	161,643	5.2%						

文化部・子ども青少年部	社会教育費	882,443	715,019	167,424	23.4%	0	179,157	204,889	291,671	0	206,726
	社会教育総務費	6,160	5,691	469	8.2%	6,160					
	青少年対策費	204,889	176,387	28,502	16.2%		204,889				
	文化財保護費	291,671	151,484	140,187	92.5%			291,671			
	生涯学習センター費	97,826	93,393	4,433	4.7%	97,826					
	図書館費	206,726	192,376	14,350	7.5%						206,726
	郷土文化館費	22,306	25,085	△ 2,779	△11.1%	22,306					
	尊徳記念館費	52,865	62,661	△ 9,796	△15.6%	52,865					
	諸施設費	0	7,942	△ 7,942	△100.0%						
	保健体育費	201,863	201,558	305	0.2%	0	0	0	0	201,863	0
	保健体育総務費	71,447	71,735	△ 288	△0.4%					71,447	
	体育施設費	130,416	129,823	593	0.5%					130,416	
	事業費計D	1,084,306	916,577	167,729	18.3%	0	179,157	204,889	291,671	201,863	206,726
	人件費E	601,216	590,630	10,586	1.8%	(職員課予算)					
	小計F(D+E)	1,685,522	1,507,207	178,315	11.8%						

事業費計G(A+D)	3,487,473	3,166,916	320,557	10.1%	2,403,167	179,157	204,889	291,671	201,863	206,726
人件費計H(B+E)	1,485,862	1,466,461	19,401	1.3%	(職員課予算)					
総合計 I (G+H)	4,973,335	4,633,377	339,958	7.3%						

平成27年度予算(教育費)の概要

教育総務費

(単位：千円)

主な事業		概要	27年度当初 予算額(案)	26年度当初 予算額	備考
1	特色ある学校づくり推進事業	小田原の子どもたちの豊かな心の育ちを願い、学校長の裁量のもと、学校、保護者、地域が一体となって各学校の特性にあった事業を展開し、未来へつながる学校づくりを推進する。	9,205	10,430	
2	地域一体教育推進事業	中学校区を単位として、学校の教育活動を支援するボランティアの活動の充実し、地域ぐるみで子どもの学びと育ちを支える体制をつくり、地域一体教育や幼保・小・中一体教育を推進する。 また、新玉小学校をモデル校として、コミュニティ・スクールの取組を研究すべく学校運営協議会を設置する。	5,433	5,276	
3	特別支援教育推進事業	学習障がいや集団への不適応など、様々な課題をもっている子どもたちに対応するため、支援スタッフや専門支援チームを学校に派遣する。	82,798	82,284	
4	生徒指導員派遣事業	中学校における生徒指導の充実を図り、生徒指導上の諸課題を改善するために、特に必要とする中学校への生徒指導員を派遣する。	13,042	13,042	
5	不登校対策支援事業	教室へ復帰するためのステップの場として中学校に設置している校内支援室に指導員を配置する。	5,378	5,104	
6	図書活動推進事業	小・中学生の読書活動を推進するため、学校図書館の業務を専任する学校司書を配置し、学校図書館の効果的な運営を図る。	25,485	25,485	
7	いじめ防止対策推進事業	市、学校関係機関の連絡調整、協議等を行う「小田原市いじめ問題対策連絡会」を設置するとともに、いじめ対策の実効性の向上、市立学校で発生した重大事態に対応するため「小田原市いじめ防止対策調査会」を設置する。	123	0	
8	防災教育事業	児童生徒や保護者・地域住民の防災意識向上のため、防災パンフレットを作成する。また、大学、研究機関等の専門家を「学校防災アドバイザー」として派遣し、学校への指導・助言等を行う。	462	632	
9	食育啓発事業	小・中学校における食育活動の一層の充実を図るとともに、お弁当レシピコンテストを開催することによりお弁当の日の普及・定着を図る。	140	100	
10	私立幼稚園等就園奨励事業	私立幼稚園等に通園する園児の保護者の所得に応じて、保育料、入園料を補助し、経済的負担を軽減する。	129,234	92,699	国が定める補助対象者の所得制限が撤廃されたことに伴い、約3千7百万円の増額

平成27年度予算(教育費)の概要

小学校費・中学校費・幼稚園費

(単位：千円)

主な事業		概要	27年度当初 予算額(案)	26年度当初 予算額	備考
1	小学校維持管理工事	・校舎防水改修工事 ほか	101,455	53,253	工事請負費の増などにより、約4千8百万の増額
2	教科書指導書整備事業	4年に1度の小学校教科書採択替にあたり、教師用指導書等を整備する。	38,097	215	小学校教科用指導書等の整備により約3千8百万の増額
3	小学校児童就学支援事業	児童の就学が経済的に困難な保護者等及び特別支援学級に在籍する児童を持つ保護者等に対し、就学支援を図る。	107,746	105,336	
4	少人数指導スタッフ事業	基礎的な生活習慣の確立等により学力の定着を図るため、小学校2年生について、35人以下学級を編制する際に必要なスタッフを配置する。	11,946	9,953	
5	スタディサポートスタッフ事業	小学校において、少人数指導を効果的に行うため、教員補助者を配置する。	19,106	21,107	
6	放課後子ども教室推進事業	現在開設している片浦小学校の教室とともに、平成27年度、モデル校1校を開設し「放課後児童クラブとの連携のあり方」等、実践的な研究を踏まえ、放課後等の子供の居場所づくりの推進を図る。	5,488	4,888	
7	小学校外国語指導助手派遣事業	新学習指導要領の実施に伴う、小学校5・6年生における英語を中心とした「外国語活動」を実践するため、小学校に外国語指導助手を派遣する。	17,054	17,725	
8	中学校維持管理工事	・校舎防水改修工事 ほか	56,202	38,051	工事請負費の増などにより、約1千8百万の増額
9	中学校生徒就学支援事業	生徒の就学が経済的に困難な保護者等及び特別支援学級に在籍する生徒を持つ保護者等に対し、就学支援を図る。	102,158	87,031	就学援助の支給対象者の増員(841人→891人)及び給食費の改定により、約1千5百万円の増額
10	新学習指導要領対応非常勤講師配置事業	中学校において、新学習指導要領の実施(H24)により増加した授業時間に対応するため、非常勤講師を派遣する。	7,330	7,376	
11	幼稚園維持管理工事	・園舎防水改修工事 ほか	5,083	7,705	

平成27年度予算(教育費)の概要

社会教育費・保健体育費

(単位：千円)

主な事業		概要	27年度当初 予算額(案)	26年度当初 予算額	備考
1	指導者養成研修事業	高校生から成人を対象とした段階的かつ実践的な研修を実施し、地域の担い手(指導者)を発掘するとともに、指導者の資質向上を図る。	727	727	
2	指導者派遣事業	小学校や地域が実施する体験学習に指導者を派遣することにより、子どもたちに感動や体験が得られる機会をより多く提供する。	334	334	
3	地域・世代を超えた体験学習事業	地域の資源や環境を生かした体験学習プログラムを通じて、自立心や創造力など豊かな人間性を育むとともに、大人(指導者)との世代を超えた交流を図る。	1,798	1,798	
4	地域体験学習事業	地域単位での体験学習事業を実施することで、より多くの子ども達に体験学習を提供していくとともに、郷土愛や地域における世代間交流の高揚を図る。	100	100	
5	指定文化財等保存管理事業(長興山枝垂桜樹勢回復事業)	樹勢の衰退が懸念される市指定天然記念物「長興山の枝垂桜」について樹勢回復措置を継続していく。	98	420	
6	文化財保存修理等助成事業	県指定文化財である報徳博物館の二宮尊徳関係資料や市指定の玉宝寺五百羅漢像、また、道具類の傷みが進んでいる国指定無形民俗文化財の相模人形芝居下中座について修理費の一部を助成する。また、小田原民俗芸能保存協会の後継者育成事業費の一部を助成する。	818	1,027	
7	緊急発掘調査事業	埋蔵文化財包蔵地内で、開発行為等の工事により遺跡が破壊される場合、試掘調査や個人及び併用住宅等の開発に対する本格調査を実施し、遺跡の記録保存を行う。	49,271	48,628	
8	本丸・二の丸整備事業(御用米曲輪整備費)(住吉橋修復実施設計関係費)	平成26年度まで実施してきた発掘調査の概要報告書を作成するとともに、近世の曲輪外周部の修景整備に着手する。また、平成元年の復元から相当の年月が経過し、経年劣化等が著しい住吉橋につき、架け替えを見据えた修復工事を行うために実施設計を行う。	67,579	42,085	工事請負費及び委託料の増などにより、約2千5百万の増額
9	史跡石垣山保全対策事業	馬屋曲輪南側等の石垣崩落危険箇所を測量・調査するとともに、その成果をもとに保全対策実施設計を策定する。	4,000	12,700	
10	史跡等用地取得事業	小田原城総構の小峯御鐘ノ台大堀切西堀用地の一部を公有地化する。	139,430	8,366	前年度より広範囲(約721㎡→約5,227㎡)な史跡地を購入すること等により、約1億3千1百万円の増額
11	早川石丁場群整備事業	早川石丁場群について、文化庁や地権者との調整、地元への説明等を行った上で、年度内の国史跡指定に向けた事務手続を行う。	96	1,617	

平成27年度予算(教育費)の概要

(単位：千円)

主な事業		概要	27年度当初 予算額(案)	26年度当初 予算額	備考
12	キャンパスおだわら事業	誰もが気軽に生涯学習に取り組むことができるよう、また、市民主体の生涯学習を実現するため、「学習講座の提供」、「学習情報の収集及び発信」、「学習相談」などを一体化した総合的な生涯学習を、市民とともに推進する。	20,438	20,444	
13	生涯学習センター本館(けやき)耐震補強事業	耐震診断により耐震補強の必要性があると診断されている生涯学習センター本館(けやき)の耐震補強工事を実施する。平成27～28年度継続事業。	5,000	0	
14	図書購入費	市立図書館、かもめ図書館、自動車文庫の図書資料等(図書、新聞、定期刊行物等)を購入する。	16,040	18,043	
15	貴重資料保存事業	図書館が所有する貴重資料の保存・公開等を図るため、資料の脱酸処理やデジタルデータ化を推進する。	非公表	618	
16	かもめ図書館直流電源装置更新	館内停電時に非常用照明を点灯するための電源を確保する機器が、有効期限を超過しているため更新工事を実施する。	非公表	0	
17	板橋の文化資産活用事業	内野邸をはじめとする板橋周辺の歴史的建造物や史跡などの文化資産を活用し、地域の魅力を広く発信して活性化を図る。	1,100	1,200	
18	博物館構想策定事業	郷土の重要資料を未来に伝え、地域固有の資産として活用する拠点となる施設の整備に向け、本市における博物館の在り方の指針となる博物館構想(基本構想・基本計画)を策定するため、外部有識者等で構成する「博物館構想策定委員会」を開催する。	427	381	
19	学校プール開放管理謝礼金	PTAが事業主体として実施している学校プール開放において、警備業法に対応し、監視員を2名以上配置した安全な監視体制のもとで運営を行えるよう、市が管理謝礼金として助成する。	5,658	5,658	

平成27年度に予定している主な工事

<平成27年度当初予算分>

区分	工事内容	対象校	実施時期(予定)
小学校	校舎屋上防水改修	前羽小学校	9月以降
	給食棟及び機械室屋上防水改修	報徳小学校	夏休み中
	高圧交流負荷開閉器交換	富水小学校、千代小学校、下中小学校、報徳小学校、富士見小学校	夏休み中
	ガス漏れ警報設備改修	大窪小学校、片浦小学校、前羽小学校、下中小学校	夏休み中
	小荷物専用昇降機改修	矢作小学校	夏休み中
	受水槽改修(国庫補助事業)	新玉小学校、片浦小学校、富士見小学校	夏休み中
中学校	校舎屋上防水改修	千代中学校	9月以降
	屋内運動場屋根防水改修	泉中学校	9月以降
	高圧交流負荷開閉器交換	白鷗中学校	夏休み中
	自動火災報知設備改修	千代中学校、鴨宮中学校	夏休み中
	トイレ壁面タイル改修	城山中学校	夏休み中
	普通教室黒板改修	城山中学校	夏休み中
	消火栓管改修(国庫補助事業)	千代中学校	夏休み中
幼稚園	園舎テラス防水改修	矢作幼稚園	夏休み中
	散水設備設置	報徳幼稚園	5月末まで
	園庭滑り台設置	前羽幼稚園	夏休み中

※国庫補助事業(受水槽改修工事等)については、国の採択状況によって執行できなくなる場合があります。

報告第3号

事務の臨時代理の報告（小田原市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例）について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第4号）第4条第1項の規定により、小田原市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例について、原案のとおり同意することにつき臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成27年2月19日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

小田原市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、教育長の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間、休暇等)

第2条 教育長の勤務時間、休日及び休暇については、小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和26年小田原市条例第177号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者」とあるのは「教育委員会」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」とするほか、必要な読替えその他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(職務に専念する義務の免除)

第3条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に掲げる場合を除くほか、教育委員会が定める場合

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例の規定は、適用しない。

平成27年 2月19日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、教育長が常勤の特別職職員とされることに伴い、教育長の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるほか、同法の規定に基づき教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるため提案するものであります。

小田原市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例

[制定理由]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、教育長が常勤の特別職職員とされることに伴い、教育長の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるほか、同法の規定に基づき教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるため制定する。

[内 容]

1 勤務時間、休暇等（第2条関係）

教育長の勤務時間、休日及び休暇については、小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の適用を受ける職員の例によることとする。

2 職務に専念する義務の免除（第3条関係）

教育長は、次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができるとする。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) その他教育委員会が定める場合

3 旧教育長に関する経過措置（附則第2項関係）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の規定によりなお従前の例により在職することとされた旧教育長については、当該旧教育長として在職する間は、この条例の規定を適用しないこととする。

[適 用]

平成27年4月1日

報告第4号

事務の臨時代理の報告（小田原市表彰条例の一部を改正する条例）について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第4号）第4条第1項の規定により、小田原市表彰条例の一部を改正する条例について、原案のとおり同意することにつき臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成27年2月19日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

小田原市表彰条例の一部を改正する条例

小田原市表彰条例（昭和42年小田原市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(市政功労表彰) 第3条 市政功労表彰は、小田原市特別職職員が退職した場合において、次の各号のいずれかに該当する者を市政功労者とし、この者に対して行う。 (1) (略) (2) 副市長又は教育長として8年以上その職にあった者 (3)・(4) (略) 2 (略)	(市政功労表彰) 第3条 市政功労表彰は、小田原市特別職職員が退職した場合において、次の各号のいずれかに該当する者を市政功労者とし、この者に対して行う。 (1) (略) (2) 副市長として8年以上その職にあった者 (3)・(4) (略) 2 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の小田原市表彰条例第3条第1項の規定は適用せず、この条例による改正前の小田原市表彰条例第3条第1項の規定は、なおその効力を有する。

平成27年 2 月19日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、従来の教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長が設置されることに伴い、その職責を鑑み、当該教育長を市政功労表彰の対象者とするため提案するものであります。

小田原市表彰条例の一部を改正する条例

[改正理由]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、従来の教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長が設置されることに伴い、その職責を鑑み、当該教育長を市政功労表彰の対象者とするため改正する。

[内 容]

1 市政功労表彰の対象者の追加（第3条関係）

新たな教育長として8年以上その職にあった者を市政功労表彰の対象者としてすることとする。

2 旧教育長に関する経過措置（附則第2項関係）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の規定によりなお従前の例により在職することとされた旧教育長については、当該旧教育長として在職する間は、市政功労表彰の適用については、教育委員会の委員に対する規定を適用することとする。

[適 用]

平成27年4月1日

報告第 5 号

事務の臨時代理の報告(小田原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する
条例の一部を改正する条例) について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(平成10年小田原
市教育委員会規則第4号)第4条第1項の規定により、小田原市教育に関する事務
の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり同意
することにつき臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成27年2月19日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

小田原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

小田原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成22年小田原市条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） <u>第23条第1項</u> の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。 (1)・(2) (略)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） <u>第24条の2第1項</u> の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。 (1)・(2) (略)

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年 2 月19日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う所要の整備を行うため提案するものであります。

小田原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条項に移動が生ずることに伴い、当該移動が生ずる条項を引用する規定を整備することとする。(本則関係)

[適 用]

平成27年4月1日

報告第6号

事務の臨時代理の報告（小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例）について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第4号）第4条第1項の規定により、小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、原案のとおり同意することにつき臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成27年2月19日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 後

別表（第2条関係）

附属機関 の属する 執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
市長	(略)		
	小田原市特別職 報酬等審議会	議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	10人以内
	(略)		
	小田原市いじめ 問題再調査会	市立の小学校若しくは中学校又は教育委員会が行った、いじめの重大事態の調査結果につき、市長の諮問に応じて調査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	5人以内
教育委員 会	(略)		
	史跡小田原城跡 調査・整備委員 会	史跡小田原城跡の整備に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	12人以内
	小田原市いじめ 防止対策調査会	小田原市いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止対策の実効性の向上及び市立の小学校又は中学校で発生したいじめの重大事態に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	5人以内
	(略)		

改正前

別表（第2条関係）

附属機関 の属する 執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
市長	(略)		
	小田原市特別職 報酬等審議会	議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	10人以内
	(略)		
教育委員会	(略)		
	史跡小田原城跡 調査・整備委員会	史跡小田原城跡の整備に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	12人以内
	(略)		

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年 2月19日提出

小田原市長 加藤 憲一

(理由)

市長又は教育委員会の諮問に応じて調査審議する附属機関として小田原市いじめ防止対策調査会ほか2件の委員会等を設置する等のため提案するものであります。

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

[改正理由]

市長又は教育委員会の諮問に応じて調査審議する附属機関として小田原市いじめ防止対策調査会ほか2件の委員会等を設置する等のため改正する。

[内 容]

1 附属機関の設置（別表関係）

市長又は教育委員会の附属機関として次の委員会等を設置することとする。

(1) 市長に属する附属機関

名 称	設 置 目 的	委員の数
小田原市いじめ問題再調査会	市立の小学校若しくは中学校又は教育委員会が行った、いじめの重大事態の調査結果につき、市長の諮問に応じて調査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	5人以内

(2) 教育委員会に属する附属機関

名 称	設 置 目 的	委員の数
小田原市いじめ防止対策調査会	小田原市いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止対策の実効性の向上及び市立の小学校又は中学校で発生したいじめの重大事態に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	5人以内

2 附属機関の設置目的の変更（別表関係）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、教育長が常勤の特別職職員とされることに伴い、小田原市特別職報酬等審議会の設置目的に教育長の給料の額に係る事項を追加することとする。

[適 用]

平成27年4月1日

報告第7号

事務の臨時代理の報告(小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例)について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(平成10年小田原市教育委員会規則第4号)第4条第1項の規定により、小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり同意することにつき臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成27年2月19日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例（昭和44年小田原市条例第54号）の一部を次のように改正する。

改 正 後			
別表第1 （第2条関係）			
区分		報酬額	
教育委員会	委員	月額	134,900円
(略)			
別表第3 （第2条関係）			
区分		報酬日額	
(略)			
小田原市いじめ問題再調査会	委員	15,000円以内	
(略)			
史跡小田原城跡調査・整備委員会	委員	14,900円	
	部会長	10,800円	
	副部会長	10,300円	
	部会員	10,000円以内	
小田原市いじめ防止対策調査会	委員	15,000円以内	
(略)			
備考 (略)			

改 正 前			
別表第1 （第2条関係）			
区分		報酬額	
教育委員会	委員長	月額	155,200円
	委員	月額	134,900円

(略)

別表第3 (第2条関係)

区分		報酬日額
(略)		
史跡小田原城跡調査・整備委員会	委員	14,900円
	部会長	10,800円
	副部会長	10,300円
	部会員	10,000円以内
(略)		

備考 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例別表第1の規定は適用せず、この条例による改正前の小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例別表第1の規定は、なおその効力を有する。

平成27年2月19日提出

小田原市長 加藤 憲 一

(理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、教育委員会の委員長が廃止されることに伴う所要の措置を講ずるほか、新たに設置する附属機関の委員等のため提案するものであります。

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、教育委員会の委員長が廃止されることに伴う所要の措置を講ずるほか、新たに設置する附属機関の委員の報酬額を定める等のため改正する。

[内 容]

1 教育委員会の委員長の廃止に伴う措置（別表第1関係）

教育委員会の委員長の報酬額に係る規定を削除することとする。

2 附属機関の委員の報酬額（別表第3関係）

(1) 新たに設置する附属機関の委員の報酬額の設定

次に掲げる附属機関の委員の報酬額を次のように定めることとする。

区 分		報 酬 日 額
小田原市いじめ問題再調査会	委員	15,000円以内
小田原市いじめ防止対策調査会	委員	15,000円以内

3 教育委員会の委員長に関する経過措置（改正条例附則第2項関係）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の規定によりなお従前の例により在職することとされた旧教育長が当該旧教育長として在職する間は、改正前の教育委員会の委員長の報酬額に係る規定は、なおその効力を有することとする。

[適 用]

平成27年4月1日

報告第 8 号

事務の臨時代理の報告(小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例) について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(平成10年小田原市教育委員会規則第4号)第4条第1項の規定により、小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり同意することにつき臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成27年2月19日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和37年小田原市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、別に条例で定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、次に掲げる常勤の特別職職員（以下「市長等」という。）に支給すべき給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 教育長</u></p> <p>(給料)</p> <p>第3条 市長等の給料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 教育長 月額 706,000円</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条の3 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらに100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の140</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の155</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、別に条例で定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、次に掲げる常勤の特別職職員（以下「市長等」という。）に支給すべき給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(給料)</p> <p>第3条 市長等の給料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条の3 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらに100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の130</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における</p>

その者の在職期間の区分に応じて小田原市職員の例による割合を乗じて得た額とする。

3・4 (略)

(退職手当)

第5条 (略)

2 前項の退職手当の額は、その職を離れ、又はその任期が満了した日におけるその者の給料の月額に市長等としての在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)・(2) (略)

(3) 教育長 100分の22.5

3～5 (略)

附 則

1・2 (略)

(平成24年7月1日から平成28年5月23日までの期間における市長等の給料に係る減額措置等)

3 平成24年7月1日から平成28年5月23日までの期間について市長等に対し支給する給料の月額は、第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) (略)

(3) 教育長 第3条第1項第3号に定める額の100分の90に相当する額

4・5 (略)

その者の在職期間の区分に応じて小田原市職員の例による割合を乗じて得た額とする。

3・4 (略)

(退職手当)

第5条 (略)

2 前項の退職手当の額は、その職を離れ、又はその任期が満了した日におけるその者の給料の月額に市長等としての在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)・(2) (略)

3～5 (略)

附 則

1・2 (略)

(平成24年7月1日から平成28年5月23日までの期間における市長等の給料に係る減額措置等)

3 平成24年7月1日から平成28年5月23日までの期間について市長等に対し支給する給料の月額は、第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) (略)

4・5 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(小田原市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止)

- 2 小田原市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和27年小田原市条例第247号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例第1条、第3条第1項、第5条第2項及び附則第3項の規定は適用せず、この条例による改正前の小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例第1条、第3条第1項、第5条第2項及び附則第3項の規定並びに前項の規定による廃止前の小田原市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条例第5条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の140」と、「100分の165」とあるのは「100分の155」とする。

平成27年 2 月19日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、教育長が常勤の特別職職員とされることに伴い、教育長に支給すべき給与に関し必要な事項を定めるほか、国家公務員の給与制度に準じて市長等の期末手当の支給割合を改定するため提案するものであります。

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、教育長が常勤の特別職職員とされることに伴い、教育長に支給すべき給与に関し必要な事項を定めるほか、国家公務員の給与制度に準じて市長等の期末手当の支給割合を改定するため改正する。

[内 容]

1 教育長の給与（第3条、第5条及び附則第3項関係）

教育長の給料の額、退職手当の支給割合及び給料月額の変額措置について次のように定めることとする。

- (1) 給料 月額 706,000円
- (2) 退職手当の支給割合 100分の22.5
- (3) 給料月額の変額措置 平成28年5月23日までの期間につき10パーセントの変額

2 市長等の期末手当の支給割合の改定（第4条の3関係）

期末手当の支給割合を次のように改定することとする。

区 分	改 正 後	改 正 前
6 月 期	100分の140	100分の130
1 2 月 期	100分の155	100分の165

3 小田原市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止（附則第2項関係）

小田原市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止することとする。

4 旧教育長に関する経過措置（附則第3項関係）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の規定によりなお従前の例により在職することとされた旧教育長については、当該旧教育長として在職する間はこの条例の規定を適用しないこととし、3による廃止前の小田原市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、なおその

効力を有することとする。

[適用]

平成27年4月1日

報告第9号

事務の臨時代理の報告(小田原市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例)について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(平成10年小田原市教育委員会規則第4号)第4条第1項の規定により、小田原市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり同意することにつき臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成27年2月19日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

小田原市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の旅費に関する条例（昭和37年小田原市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(鉄道賃) 第7条 (略) 2 前項に規定するもののほか、市長、 <u>副市長及び教育長</u> （以下「市長等」という。）が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による片道100キロメートル以上の旅行をする場合には、特別車両料金を支給することができる。 3 (略)	(鉄道賃) 第7条 (略) 2 前項に規定するもののほか、市長 <u>及び副市長</u> （以下「市長等」という。）が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による片道100キロメートル以上の旅行をする場合には、特別車両料金を支給することができる。 3 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の小田原市職員の旅費に関する条例第7条第2項の規定は適用せず、この条例による改正前の小田原市職員の旅費に関する条例第7条第2項の規定は、なおその効力を有する。

平成27年 2 月19日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、教育長が常勤の特別職職員とされることに伴い、教育長に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるため提案するものであります。

小田原市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、教育長が常勤の特別職職員とされることに伴い、教育長に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるため改正する。

[内 容]

1 教育長に係る旅費の特例（第7条関係）

市長及び副市長に対する旅費の特例に関する規定を教育長に対しても適用させることとする。

2 旧教育長に関する経過措置（附則第2項関係）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の規定によりなお従前の例により在職することとされた旧教育長については、当該旧教育長として在職する間は、この条例の規定を適用しないこととする。

[適 用]

平成27年4月1日

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う例規等改正一覧

20140219

1 新教育長が設けられることに伴う措置

(1) 条例 (6件)

ア 制定 (1件)

(ア) 小田原市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例

イ 一部改正 (4件)

(ア) 小田原市表彰条例

(イ) 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例

(ウ) 小田原市職員の旅費に関する条例

(エ) 小田原市議会委員会条例

ウ 廃止 (1件)

(ア) 小田原市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

(2) 規則 (6件)

ア 一部改正 (5件)

(ア) 小田原市教育委員会規則等の公布に関する規則

(イ) 小田原市教育委員会会議規則

(ウ) 小田原市教育委員会傍聴規則

(エ) 小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則

(オ) 小田原市教育委員会公印規則

イ 廃止 (1件)

(ア) 小田原市教育委員会教育長の職務の代理に関する規則

(3) 訓令 (1件)

ア 一部改正

(ア) 小田原市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程

(4) 教育委員会訓令 (1件)

ア 一部改正

(ア) 小田原市教育委員会職員倫理規程

2 教育委員会委員長が廃止されることに伴う措置

(1) 条例 (1件)

ア 一部改正

(ア) 小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例

3 その他

(1) 条例 (1件)

ア 一部改正

(ア) 小田原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例
(法改正による条項ずれ)

(2) 規則 (2件)

ア 一部改正

(ア) 小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則
(教育総務課の事務分掌に「総合教育会議に関する事項」を追加)

(ア) 小田原市立学校組織規則

(法改正による条項ずれ)

報告第10号

事務の臨時代理の報告（小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例）について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第4号）第4条第1項の規定により、小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例について、原案のとおり同意することにつき臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成27年2月19日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付に関し、小学校就学前子どもの保護者が負担すべき費用の額等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(利用者が負担すべき費用の額)

第3条 特定教育・保育又は特定地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者（市内に居住するものに限る。以下「利用者」という。）が負担すべき費用の額は、次に掲げる額とする。

(1) 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号又は第30条第2項各号（法附則第9条第1項の規定の適用があるときは、同項第1号イ、第2号イ(1)若しくはロ(1)又は第3号イ(1)若しくはロ(1)）に規定する政令で定める額を限度として利用者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める額

(2) 法附則第6条第4項の規定により保育費用を利用者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて規則で定める額

(市立保育所の保育料)

第4条 市長は、小田原市保育所条例（昭和32年小田原市条例第13号）第3条に規定する保育所（以下「市立保育所」という。）の利用者から、前条第1号の規定に基づき市長が決定した額の保育料を徴収する。

(市立幼稚園の保育料)

第5条 市長は、小田原市立学校条例（昭和39年小田原市条例第13号）第2条に規定する幼稚園（以下「市立幼稚園」という。）の利用者から、第3条第1号の規定に基づき市長が決定した額の保育料を徴収する。

(保育料等の納付)

第6条 市立保育所及び市立幼稚園の保育料並びに法附則第6条第4項の規定に基づき市長が徴収する特定保育所の利用に係る費用（以下「保育料等」という。）は、市長が指定する期日までに納付しなければならない。

2 既納の保育料等は、還付しない。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(保育料等の減免)

第7条 市長は、特別の事情があると認めるときは、保育料等を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に際し必要な事項は、規則で定める。ただし、市立幼稚園に関する事項については、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(小田原市立幼稚園の入園料及び保育料の徴収に関する条例の廃止)

2 小田原市立幼稚園の入園料及び保育料の徴収に関する条例(昭和45年小田原市条例第9号)は、廃止する。

平成27年 2 月19日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付に関し、小学校就学前子どもの保護者が負担すべき費用の額等について必要な事項を定める等のため提案するものであります。

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例

[制定理由]

子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付に関し、小学校就学前子どもの保護者が負担すべき費用の額等について必要な事項を定める等のため制定する。

[内 容]

1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担額（第3条関係）

特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用した支給認定子どもに係る支給認定保護者が負担すべき費用の額は、政令で定める額を限度として規則で定める額とすることとする。

2 市立保育所及び市立幼稚園の保育料（第4条及び第5条関係）

市長は、市立保育所又は市立幼稚園の利用者から1に基づき決定した保育料を徴収することとする。

3 その他（第6条及び第7条関係）

2の保育料及び特定保育所の利用に係る費用は、市長が定める期日までに納付しなければならないこととするほか、保育料等の納付等に関し必要な事項を定めることとする。

4 小田原市立幼稚園の入園料及び保育料の徴収に関する条例の廃止（附則第2項関係）

小田原市立幼稚園の入園料及び保育料の徴収に関する条例を廃止することとする。

[適 用]

平成27年4月1日

議案第 4 号

校長及び教頭の人事異動の内申について

小田原市立小学校及び中学校の校長及び教頭の人事異動の内申について、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 10 年小田原市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 3 号の規定に基づき、議決を求める。

平成 27 年 2 月 19 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄